



平成 25 年 8 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼最高執行責任者
(COO) 江草康二
(コード番号:4767 東証第一部)
問合せ先 常務取締役兼執行役員管理本部長
木村 元
T E L 03-5777-1888

新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、Ⅰ. 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与するために、当社取締役報酬枠のうちストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を拡大する議案、Ⅱ. 当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与するために、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案ならびに、Ⅲ. 当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 25 年 9 月 25 日開催予定の当社第 37 期定時株主総会に上程する旨決議致しましたので、お知らせいたします。なお、議案の内容の詳細は以下のとおりです。

記

Ⅰ. 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額の変更及び報酬等の内容の決定の件

当社の取締役の報酬額は平成 17 年 9 月開催の第 29 期定時株主総会において年額 400 百万円以内とする旨ご承認頂き、平成 20 年 9 月開催の第 32 期定時株主総会において上記の報酬枠のうち年額 10 百万円以内の部分を取締役に対してストックオプションとして新株予約権に関する報酬等の額に割り当てる旨ご承認頂き、平成 24 年 9 月開催の第 36 期定時株主総会において当社の取締役の報酬枠のうちストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 20 百万円以内に拡大する旨ご承認いただき今日に至っております。当社は、当社の役員報酬と業績を連動させ、株主重視の経営意識を高め、長期的な業績向上への意欲を高めることを

目的として、株主報酬型ストックオプションを取締役に付与しておりましたが、上記目的をさらに推し進めるため、当社の取締役の報酬枠のうちストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を現行の年額 20 百万円以内から年額 30 百万円以内へ拡大することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、当社取締役等の報酬枠全体の金額には変更はございません。

ストックオプション付与の具体的な方法につきましては、大要下記の内容の新株予約権を発行し、ご承認頂いた報酬枠の範囲で支給される、行使期間開始日までの間の対象者の報酬請求権と新株予約権の公正価格に相当する新株予約権の払込金額（発行価額）の払込債務とを相殺することをもって、ストックオプションを付与することを予定しております。この場合の新株予約権の公正価格はオプション評価理論に基づき算定したオプション価値を下回らない額とします。

記

当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は 830 個を上限とする。

（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式 8 万 3,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 45 年 9 月 30 日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記

①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の交付日から平成 28 年 6 月 30 日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成 28 年 7 月 1 日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。
- ② 対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。
- ③ 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。
- ④ 平成 28 年 6 月期における当社の連結経常利益が 14 億円以上であることを要する。（平成 28 年 6 月期より以前の決算期の業績は問わない。）
- ⑤ 行使期間の開始日以後において対象者当社取締役在任中になが死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。
- ⑥ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。

(7) 新株予約権の主な取得条項

- ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ③ 第(6)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
- ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。

(8) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が

完全子会社となる場合に限る。) (以上を総称して以下「組織再編行為」という。) をする場合 (但し、第(7)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。) において、組織再編行為の効力発生日 (吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。) の直前において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(4)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(6)号に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

第(5)号に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

第(7)号に準じて決定する。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(1)から(9)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(11) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(12) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

II. 当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高めることを目的として、当社執行役員の取締役に対し、新株予約権を次の要領で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は 400 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式 4 万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株

式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 35 年 10 月 1 日から平成 45 年 9 月 30 日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 対象者が新株予約権の交付日から平成 28 年 6 月 30 日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成 28 年 7 月 1 日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要しない。

② 平成 28 年 6 月期における当社の連結経常利益が 14 億円以上であることを要する。
(平成 28 年 6 月期より以前の決算期の業績は問わない。)

③ 行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。

④ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。

(8) 新株予約権の主な取得条項

① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

③ 第(7)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社は無償で取得することができる。

④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。

(9) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、第(8)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(5)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(7)号に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

第(6)号に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

第(8)号に準じて決定する。

(11) 新株予約権のその他の内容

上記(1)から(10)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(12) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(13) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

Ⅲ. 当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高めることを目的として、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対し、新株予約権を次の要領で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は 290 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式 2 万 9,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の

端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

- (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
平成30年10月1日から平成45年9月30日まで
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。
 - ② 対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。
 - ③ 平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。
(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)
 - ④ 行使期間の開始日以後において、対象者が当社子会社取締役若しくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。

- ⑤ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (8) 新株予約権の主な取得条項
- ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
 - ③ 第(7)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
 - ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。
- (9) 端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、第(8)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(5)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(7)号に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

第(6)号に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

第(8)号に準じて決定する。

(11) 新株予約権のその他の内容

上記(1)から(10)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(12) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(13) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

以 上